

涌 谷 町  
第 6 期障害福祉計画  
第 2 期障害児福祉計画  
【令和 3～5 年度】

令和 3 年 3 月  
涌 谷 町

## 目次

第1部 総論 .....	1
第1章 計画策定にあたって .....	2
第1節 計画策定の趣旨 .....	2
第2節 計画の位置づけ .....	2
第3節 計画期間 .....	3
第4節 法改正等の動き .....	4
第2章 障害者(児)を取り巻く状況 .....	7
第1節 人口の推移 .....	7
第2節 障害者(児)の状況 .....	8
第3節 障害福祉サービスの利用状況 .....	10
第3章 計画の基本的な考え方 .....	11
第1節 第3期障害者プランの基本理念 .....	11
第2節 第3期障害者プランの基本的な視点 .....	12
第3節 第3期障害者プランの基本目標 .....	12
第4節 第3期障害者プランの施策体系 .....	13
第5節 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念 .....	13
第2部 障害福祉計画 .....	14
第1章 成果目標 .....	15
第1節 施設入所者の地域生活への移行 .....	15
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	16
第3節 地域生活支援拠点等の整備 .....	17
第4節 福祉施設から一般就労への移行等 .....	17
第5節 相談支援体制の充実・強化等 .....	20
第6節 発達障害者等に対する支援 .....	21
第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	22
第2章 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策 .....	23
第1節 訪問系サービス .....	23
第2節 日中活動系サービス .....	25
第3節 居住系サービス .....	31
第4節 相談支援 .....	32
第3章 地域生活支援事業の推進 .....	34
第1節 必須事業 .....	34
第2節 任意事業 .....	41

第3部 障害児福祉計画 .....	43
第1章 成果目標 .....	44
第2章 障害児支援の量の見込みと確保の方策 .....	45
第1節 障害児通所支援 .....	45
第2節 障害児相談支援 .....	47
第4部 計画の進行管理 .....	48
第1章 計画進行管理 .....	49
第1節 点検及び評価体制 .....	49
第2節 成果目標と活動指標について .....	49
資料編 .....	50
1 策定経過 .....	51
2 涌谷町障害者自立支援協議会設置要綱 .....	52
3 涌谷町障害者自立支援協議会委員名簿 .....	54
4 用語解説 .....	55

# 第1部 総論

---

第1章 計画策定にあたって

第2章 障害者を取り巻く状況

第3章 計画の基本的な考え方

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

涌谷町（以下、本町という）では、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる涌谷の実現」を基本理念とする「涌谷町障害者プラン」を策定し、その実現に向けた取組を推進してきました。また、一体的に「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの基盤整備と適切な利用の促進を図っています。「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」が令和2年度で計画期間を終了することから、新たに「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定することとなりました。

### 第2節 計画の位置づけ

#### (1) 第6期障害福祉計画

第6期障害福祉計画は、「障害者総合支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策等を示すもので、法律により、3年を1期として策定することが義務付けられています。

#### (2) 第2期障害児福祉計画

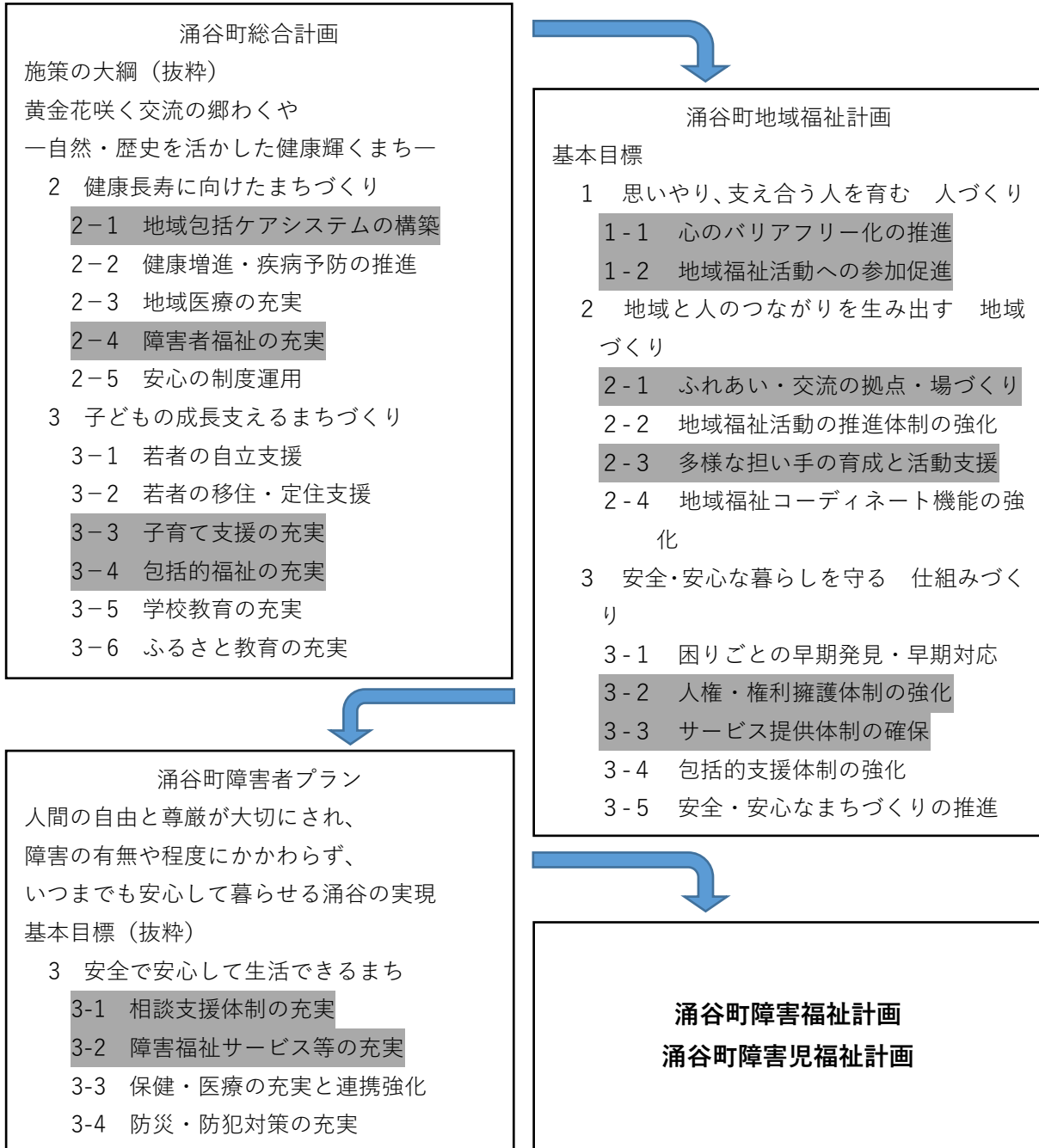
第2期障害児福祉計画は、改正児童福祉法第33条で地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示すものです。

#### (3) 他の計画との関係

本町の総合計画との関係は次の図のとおりです。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者プラン、地域福祉計画、医療計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとなっています。

本町の総合計画との関係



第3節 計画期間

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、いずれも令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
第3期障害者プラン	H30年度～R5年度					
第6期障害福祉計画				R3年度～R5年度		
第2期障害児福祉計画				R3年度～R5年度		

## 第4節 法改正等の動き

## (1) 国の施策の主な動き

時期	項目	主な内容
H30.6	障害者の文化芸術活動の推進に関する法律施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術への鑑賞・創造の機会の拡大</li> <li>芸術上価値が高い作品等の創造への支援強化</li> <li>文化芸術活動を通じた交流促進</li> </ul>
H30.10	ギャンブル等依存症対策基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や都道府県における計画の策定</li> <li>予防、医療体制整備、相談支援、社会復帰支援等の基本施策の推進による本人や家族に対する支援</li> </ul>
H30.11 H31.4	改正バリアフリー法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進</li> <li>地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進</li> <li>心のバリアフリーの推進、当事者による評価</li> </ul>
H31.2～	障害者差別解消法施行3年後の見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>条約の理念の尊重及び整合性の確保</li> <li>地域における取組等の実情を踏まえた見直し</li> <li>関係者間の相互理解の促進</li> </ul>
R1.6	難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県における手引書や早期発見・早期療育に関するプランの策定促進</li> <li>新生児聴覚検査の推進</li> <li>難聴児への療育の充実</li> </ul>
	読書バリアフリー法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセシブルな電子書籍等の普及、アクセシブルな書籍の提供</li> <li>アクセシブルな書籍・電子書籍の量的拡充・質の向上</li> <li>視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮</li> </ul>
	改正障害者雇用促進法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者の不適切計上の再発防止策</li> <li>障害者活躍推進計画の策定等、障害者雇用の計画的推進</li> <li>短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会の確保</li> <li>中小企業における障害者雇用の推進</li> </ul>
	農福連携等推進ビジョン取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知度向上、取組の促進及び取組の輪の拡大</li> <li>「農」及び「福」それぞれの広がりへの支援</li> </ul>
R1.10	就学前の障害児の発達支援の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援等のサービスの利用者負担の無償化</li> </ul>

## (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

項目	主な内容
<b>① 基本理念</b>	
地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できる体制の確保</li> </ul>
「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築</li> </ul>
障害福祉人材の確保【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者の協力による研修の実施、多職種間の連携の推進、積極的な周知・広報等</li> </ul>
障害者の社会参加を支える取組【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の多様なニーズを踏まえた支援</li> <li>・ 文化芸術の享受等を通じた個性や能力の発揮及び社会参加の推進</li> <li>・ 視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進</li> </ul>
<b>② 障害福祉サービスの提供体制の確保</b>	
地域生活支援拠点の整備及び機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、適切な支援ニーズを把握し必要なサービス量を見込むこと</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施設から一般就労への移行及び定着の推進</li> </ul>
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成等を通じた支援体制の整備</li> </ul>
依存症対策の推進【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進</li> </ul>
<b>③ 相談支援の提供体制の確保</b>	
相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の計画的な確保</li> <li>・ 各地域における検証・評価と、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討の実施</li> </ul>
発達障害者等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制確保</li> <li>・ 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関の確保</li> </ul>

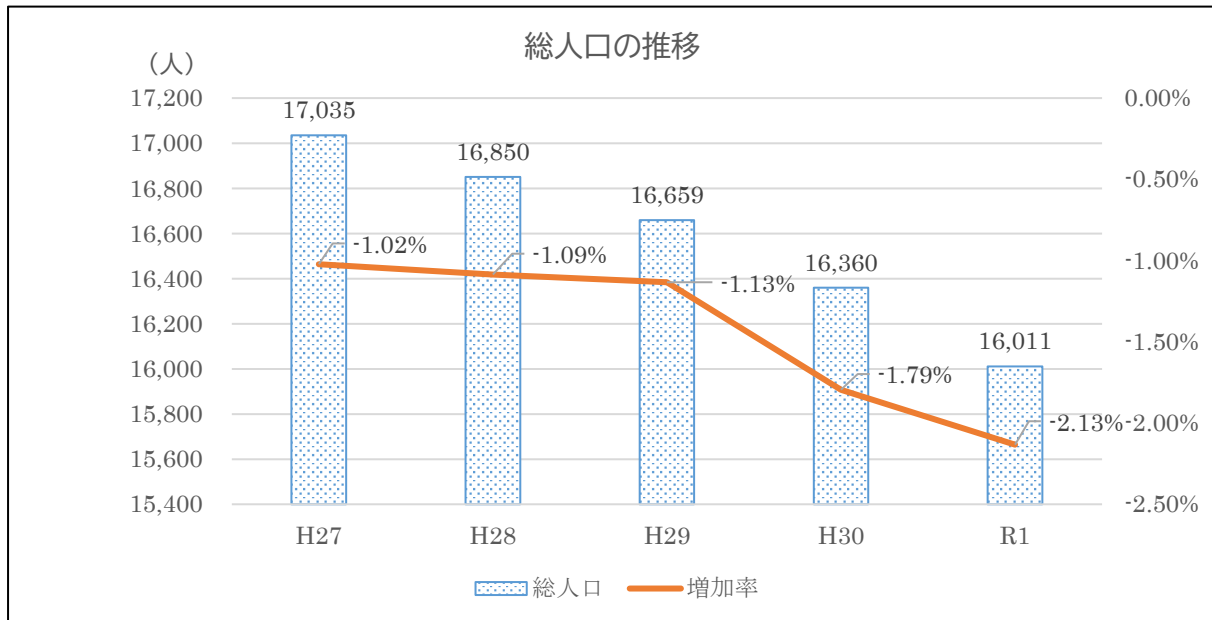


④ 障害児支援の提供体制の確保	
地域支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターの地域支援機能を強化することによる地域社会への参加や包容の推進</li> <li>・ 障害児入所施設のケア単位の小規模化の推進</li> <li>・ 障害児入所施設を地域に開かれたものとする</li> <li>・ 障害児入所施設入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制の整備</li> </ul>
保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通所支援の実施に当たり、学校の空き教室の活用等の実施形態の検討</li> </ul>
特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身近な地域における支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数やニーズの把握、管内の支援体制の現状把握</li> </ul> </li> <li>○ 医療的ケア児の総合的な支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの役割（退院支援、発達段階に応じた発達支援等）</li> </ul> </li> <li>○ 短期入所の実施体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握</li> <li>・ ニーズの多様化を踏まえた協議会等を活用した役割の検討</li> </ul> </li> </ul>

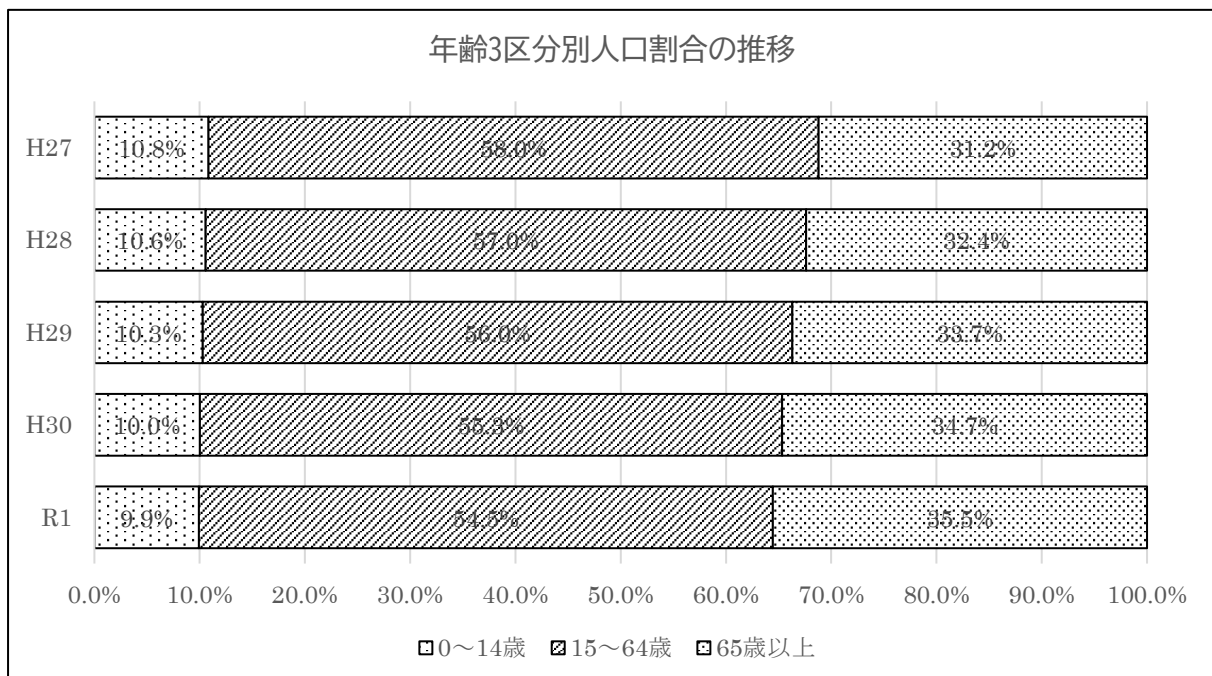
## 第2章 障害者（児）を取り巻く状況

### 第1節 人口の推移

本町の人口は減少傾向にあり、平成27年度から令和元年度までの5年間で1,024人（6.01%）の減少となっています。年齢3区分別人口の割合を見ると、特に15歳から64歳の生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の高齢者人口割合が増加しており、高齢化が進行している状況にあります。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## 第2節 障害者の状況

### (1) 身体障害者

本町における身体障害者手帳所持者数は、平成27年度から令和元年度までの5年間で57人（8.03%）減少し、令和元年度で653人となっています。

等級別にみると、「1級」が最も多く、全体の30%以上を占めています。

障害の種類別にみると、特に「肢体不自由」及び「内部障害」の割合が高くなっています。

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		H27	H28	H29	H30	R1
全体		710	657	655	671	653
年齢別	18歳未満	8	4	6	8	7
	18歳以上	702	653	649	663	646
等級別	1級	215	201	204	221	202
	2級	115	100	100	96	93
	3級	117	102	97	96	94
	4級	177	162	161	160	168
	5級	46	51	50	55	57
	6級	40	41	43	43	39

資料：福祉課（各年度末現在）

障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		H27	H28	H29	H30	R1
全体		710	657	655	671	653
障害種別	視覚障害	48	41	40	41	41
	聴覚・平衡障害	62	56	60	60	57
	音声・言語・そしゃく	5	5	4	5	6
	肢体不自由	370	345	335	325	317
	内部障害	225	210	216	240	232

資料：福祉課（各年度末現在）

### (2) 知的障害者

本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度で184人となっています。

所持者のうち、18歳未満の障害児は、令和元年度で33人、全体の17.9%です。

等級別にみると、障害程度が重度であるAが微減、障害程度が軽度であるBが大きく増加してきており、全体に占めるBの割合が60%以上となっています。

## 療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

		H27	H28	H29	H30	R1
全体		169	176	177	180	184
年齢別	18歳未満	26	27	29	31	33
	18歳以上	143	149	148	149	151
等級別	A	73	74	71	71	69
	B	96	102	106	109	115

資料：福祉課（各年度末現在）

## (3) 精神障害者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向がみられ、令和元年度で88人となっています。

等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の60%以上を占めています。

## 精神保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

		H27	H28	H29	H30	R1
全体		80	75	77	83	88
等級別	1級	13	8	8	9	8
	2級	48	49	45	47	56
	3級	19	18	24	27	24

資料：福祉課（各年度末現在）

## (4) 自立支援医療費受給者

本町の自立支援医療受給者は、令和元年度で245人となっています。そのうち、精神疾患での継続的な通院による受給者が205人で、全体の80%以上となっています。

## 自立支援医療費受給者証所持者数の推移

(単位:人)

		H27	H28	H29	H30	R1
全体		223	232	217	228	245
医療別	更生医療	23	16	13	40	40
	育成医療	1	2	1	1	0
	精神通院	199	214	203	187	205

資料：福祉課（各年度末現在）

### 第3節 障害福祉サービスの利用状況

#### (1) 認定者数の推移

本町の障害支援区分認定者数は、令和元年3月末現在で95人となっています。区分別にみると、区分5が28人で最も多くなっています。平成27年度以降は、区分5・区分2・区分3の人数が増加し、区分4・区分6の人数が減少しています。

障害支援区分認定者数の推移

(単位：人)

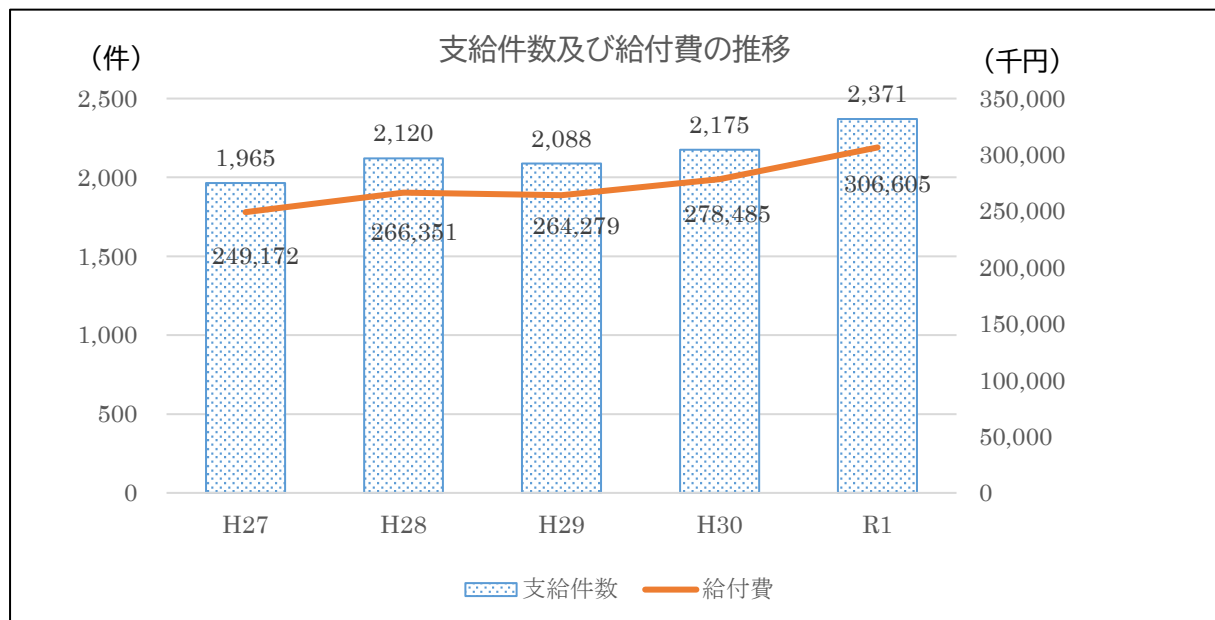
	H27	H28	H29	H30	R1
全体	87	87	87	91	95
区分6	15	16	14	13	13
区分5	21	23	23	26	28
区分4	20	16	17	16	16
区分3	21	18	19	19	23
区分2	9	13	14	16	14
区分1	1	1	0	1	1

資料：福祉課（各年度末現在）

#### (2) 支給件数・給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数および給付費の推移をみると、制度の定着および利用者の増加に伴い、平成27年以降増加しています。

令和元年度には、2,371件の支給実績となり、給付費は306,605千円まで増加しています。平成27年度と比べると件数で406件（20.66%）の増加、給付費で57,433千円（23.05%）増加しています。



資料：福祉課

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 第3期障害者プランの基本理念

国は、障害者権利条約に掲げられている、障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に即し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。

改正された障害者基本計画（第4次）には、その基本理念として、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。

こうしたことから、第3期障害者プランにおいては、これまでの基本理念を継承し、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現」を目指していくこととしています。

**人間の自由と尊厳が大切にされ、  
障害の有無や程度にかかわらず、  
いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現**

### 第2節 第3期障害者プランの基本的な視点

第3期障害者プランを推進するにあたっての基本的な視点を以下のとおりとしています。

#### (1) インクルージョンの推進と自己決定の尊重

障害のある人を施策の「客体（受け手）」という側面だけでなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉え、その自立を支援します。

あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

#### (2) アクセシビリティの向上と障害を理由とする差別の解消

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約しているさまざまな社会的障壁を取り除き、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活することができるよう、障害者のアクセシビリティの向上を図ります。

また、社会のあらゆる場面において、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

### (3) 当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障害のある人が生涯を通して適切な支援を受けることができるよう、医療、福祉、教育、雇用等の各分野の連携のもと、総合的な施策を展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者が日常生活や社会生活で直面する困難に着目し、その解消に向けて支援するとともに、自立と社会参加という観点に立ち、関係機関が連携して支援の方向性を共有しながら、総合的かつ横断的な取組を推進します。

### (4) 障害特性や複合的困難に配慮したきめ細かな支援

障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた個別的なニーズを踏まえた支援を行います。その際、外見からは分かりにくい障害の特性に考慮するとともに、発達障害について社会全体の更なる理解促進に向けた広報・啓発活動及び施策の充実を図ります。

また、障害のある人や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれている障害者に対し、抱えている課題の背景を踏まえ、生活全般に寄り添ったきめ細かな支援が行える体制の整備を推進します。

## 第3節 第3期障害者プランの基本目標

基本理念及び基本的な視点に基づき、本計画において目指すべき基本目標を以下のとおりとします。

### **基本目標1 認め合い、共に生活するまち**

さまざまな機会を通して障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利が侵されることのないよう地域共生社会の実現に向けた取組み体制を構築し、お互いを認め合い、ともに支え合うまちづくりを目指します。

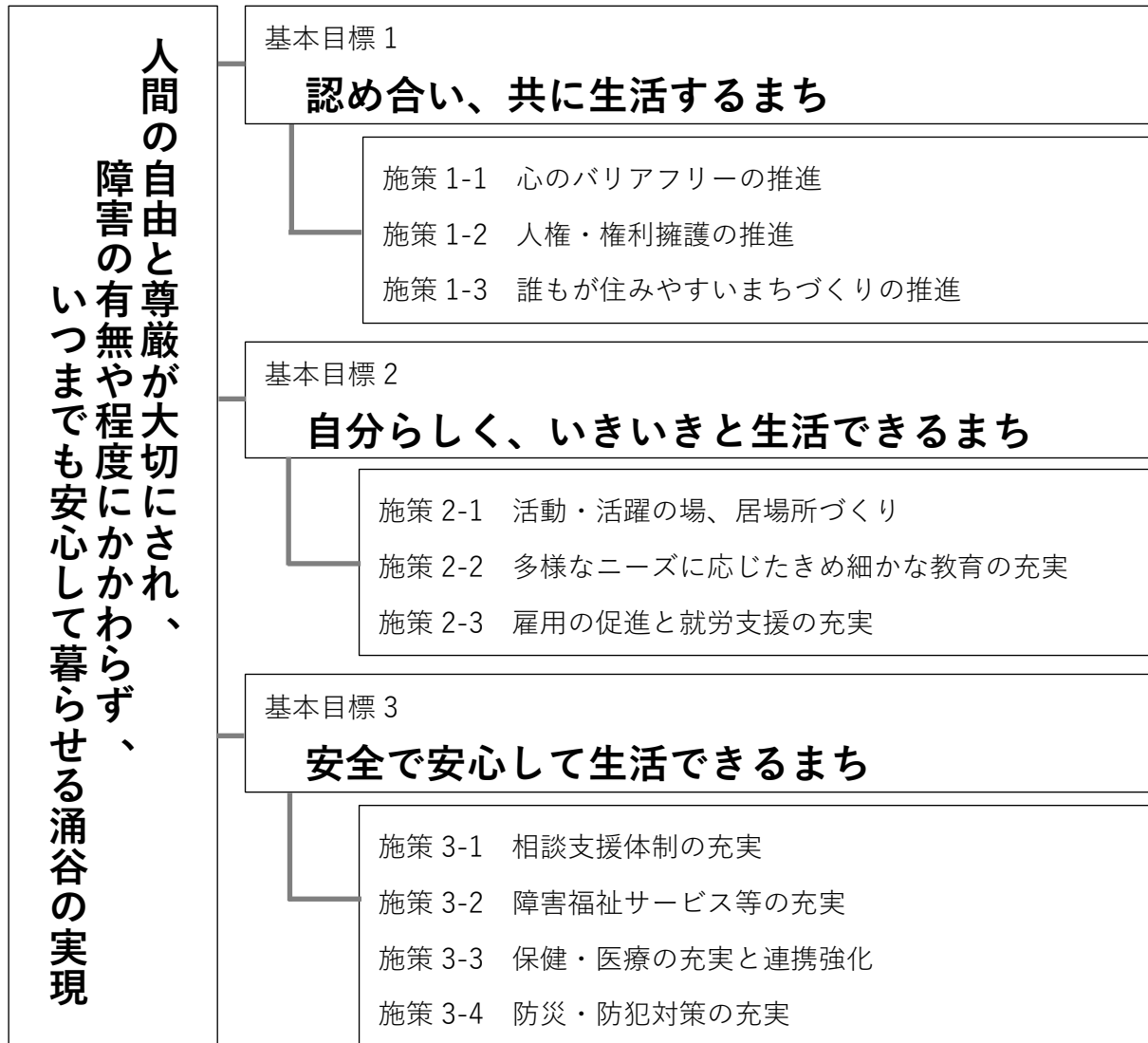
### **基本目標2 自分らしく、いきいきと生活できるまち**

一人一人が持つ個性と能力を伸ばし、地域社会で最大限発揮できるよう、多様なニーズに応じた教育の充実や障害特性に応じた就労環境の整備、興味や意欲に基づき参加できる活動の場づくりを推進し、自分らしく心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

### **基本目標3 安全で安心して生活できるまち**

障害特性や心身の状況、生活環境など一人一人が抱える課題に寄り添い、固有ニーズにあったきめ細かな相談支援とサービス提供が受けられる体制の強化を図るとともに、地域全体で見守る体制づくりと社会基盤の整備を推進し、障害のある人及びその家族等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

## 第4節 第3期障害者プランの施策体系



## 第5節 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的理念として7つの項目を掲げています。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組



## 第 2 部 障害福祉計画

---

第 1 章 成果目標

第 2 章 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

第 3 章 地域生活支援事業の推進

## 第1章 成果目標

### 第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度末における目標値を設定します。

本町では、令和元年度末現在、16人が施設に入所しており、そのうち3人（18.8%）の地域移行を目指します。

また、国の指針では、施設入所者数の削減を目標として掲げていますが、本町における施設入所に対する利用ニーズを踏まえ、令和元年度末の入所者数と同程度の人数とすることとします。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する
- ・ 令和5年度末までに、令和元年度時点の施設入所者数から1.6%以上削減する
- ・ 令和2年度末までに、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を上記2つに基づく目標値に加えた割合以上を目標値とする

涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
令和元年度の施設入所者数(A)	16人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数(B)	15人	令和5年度末の施設入所者数(見込み)
【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数	1人 (6.25%)	国の指針を踏まえ設定 ただし、前期計画目標値の未達成割合は加えない
【目標値】 施設入所者数の削減(A-B)	1人 (6.3%)	国の指針を踏まえ設定

## 第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期的に入院している精神障害者の地域生活への移行等にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、令和2年度末までに、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを前期計画の目標としていましたが、達成していません。

令和5年度末までに設置することを目標とします。

涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	有	令和5年度末までに、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	協議の場の一年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込み
精神障害者の地域移行支援	0人	地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案した利用者数の見込み
精神障害者の地域定着支援	0人	地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案した利用者数の見込み
精神障害者の共同生活援助	3人	共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案した利用者数の見込み
精神障害者の自立生活援助	0人	自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案した利用者数の見込み

【参考】 精神障害者の障害福祉サービスの利用実績及び推計値（各年度3月利用分）

サービス名	単位	実績		見込	推計		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	3	4	3	3	3	3
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

【参考】 精神科病院長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

項目	数値	考え方
令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	8人 (65歳以上3人、 65歳未満5人)	平成29年の精神病床の入院者数をもとに県で設定した本町の人数

### 第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

平成30年4月に、町単独で多機能拠点整備型の地域生活支援拠点等を設置しています。機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年1回実施することを目標とします。

国が示す基本的な考え方

- ・ 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備し、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

涌谷町の目標設定

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施	年1回	国の指針を踏まえ設定

### 第4節 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中の一般就労への移行者数の目標値を設定します。

本町では、令和元年度に2人の一般就労移行の実績があり、令和5年度中の目標値を3人と設定します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度中の一般就労移行者を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ・ うち令和5年度中の就労移行支援事業からの一般就労移行者を令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- ・ うち令和5年度中の就労継続支援A型事業からの一般就労移行者を令和元年度実績の1.26倍以上とする。
- ・ うち令和5年度中の就労継続支援B型事業からの一般就労移行者を令和元年度実績の1.23倍以上とする。
- ・ 令和2年度末までに、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を上記に基づく目標値に加えた割合以上を目標値とする。

## 涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【前期計画目標値】 令和2年度の一般就労移行者数	3人 (3倍)	就労移行支援事業所と連携し、国の指針（平成28年度実績（1人）の1.5倍）を上回る目標値を目指す
【実績】 令和元年度の一般就労移行者数	2人	令和元年度の実績
【実績】 令和元年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	1人	令和元年度の実績
【実績】 令和元年度の就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数	0人	令和元年度の実績
【実績】 令和元年度の就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者数	1人	令和元年度の実績
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	国の指針を踏まえ設定
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	1人 (1.00倍)	各事業の数値は国の指針を下回るが、合計数値は国の指針を上回る
【目標値】 令和5年度の就労継続支援 A 型事業からの一般就労移行者数	1人 (-倍)	各事業の数値は国の指針を下回るが、合計数値は国の指針を上回る
【目標値】 令和元年度の就労継続支援 B 型事業からの一般就労移行者数	1人 (1.00倍)	各事業の数値は国の指針を下回るが、合計数値は国の指針を上回る

## ② 就労定着支援事業利用者数

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定します。

国の指針に基づき、一般就労移行者の7割が就労定着支援事業所を利用することを目指します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度中の一般就労移行者の7割が就労定着支援事業所を利用する

涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
<b>【目標値】</b> 令和5年度中の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者数	2人 (7割)	国の指針を踏まえ設定

## ③ 就労定着率

障害者の一般就労への定着も重要であることから、事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着支援者数の割合）の目標値を設定します。

国の指針に基づき、就労定着率8割以上の事業所数が全体の7割以上となることを目指します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
<b>【目標値】</b> 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割	国の指針に基づき設定

## 第5節 相談支援体制の充実・強化等

### ① 総合的・専門的な相談支援

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末における目標値を設定します。

なお、これは基幹相談支援センターの役割と合致するため、基幹相談支援センターを中心に実施します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する

涌谷町の目標設定

項目	目標	考え方
<b>【目標値】</b> 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	令和5年度末までに、町単独又は圏域での実施を目指す

### ② 地域の相談支援体制の強化

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末における目標値を設定します。

なお、これは基幹相談支援センターの役割と合致するため、基幹相談支援センターを中心に実施します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
<b>【目標値】</b> 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	令和5年度末までに、町単独又は圏域での実施体制を確保する
<b>【目標値】</b> 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	令和5年度末までに、町単独又は圏域での実施体制を確保する
<b>【目標値】</b> 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	令和5年度末までに、町単独又は圏域での実施体制を確保する

## 【参考】 現行の重層的な相談支援体制

## 〈第3層〉

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

## 主な担い手

基幹相談支援センター  
地域(自立支援)協議会

- ・ 総合的・専門的な相談の実施
- ・ 地域の相談支援体制強化の取組
- ・ 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- ・ 地域の相談機関との連携強化
- ・ 地域移行、地域定着の促進の取組
- ・ 権利擁護、虐待の防止

## 〈第2層〉

一般的な相談支援

市町村相談支援事業

- ・ 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ・ 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言、指導)
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ ピアカウンセリング
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介

## 〈第1層〉

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

指定特定相談支援事業

- ・ 基本相談支援
- ・ 計画相談支援等(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

都道府県 各層に対し研修を実施

## 第6節 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、適切な対応ができるよう、支援体制の確保を目指します。

なお、支援プログラム、ペアレントメンター養成研修及びピアサポートの活動等について、大崎圏域内で提供体制の確保に努めるため、今回は具体的な受講者数等の目標値は設定しません。



## 第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うために、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解する取組を行うことが望ましいため、令和5年度末における目標値を設定します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度末までに、市町村職員は都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加する

涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
<b>【目標値】</b> 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	担当職員が研修に参加する

### ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うために、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。市町村の職員は、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、令和5年度末における目標値を設定します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築する

涌谷町の目標設定

項目	目標/数値	考え方
<b>【目標値】</b> 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	国の指針に基づき設定
<b>【目標値】</b> 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有した回数	1回	令和5年度末までに、少なくとも年に1回以上、審査結果を分析し、事業所等と共有する体制を確保する

## 第2章 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

### 第1節 訪問系サービス

#### ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

##### (1) サービス内容

事業項目	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

## (2) 利用状況

居宅介護の利用者数は増加傾向にあり、令和元年度は月平均14人、154時間の利用となっています。また、平成30年度以降、1人の方が同行援護を利用しています。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありませんでした。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
居宅介護 重度訪問介護	利用量	時間/月	148	154	154
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数	人	14	14	15

※ 以降、R2（見込み）は、令和2年4月～9月利用実績の平均です。



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
居宅介護 重度訪問介護	利用量	時間/月	158	162	166
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数	人	16	16	17

## (4) 確保の方策

関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増加に対応します。特にニーズが見込まれる同行援護や行動援護の供給体制の確保に努めます。

## 第2節 日中活動系サービス

## ① 生活介護

## (1) サービス内容

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

## (2) 利用状況

令和元年度で月平均44人、900日の利用となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
生活介護	利用量	人日/月	900	935	912
	実利用者数	人	44	46	45



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
生活介護	利用量	人日/月	918	924	930
	実利用者数	人	46	46	47

## (4) 確保の方策

今後も、障害者の高齢化に伴って需要が拡大すると見込まれることから、事業所の定員拡大もしくは新規参入を促進し、供給体制の確保を図ります。

## ② 自立訓練

## (1) サービス内容

事業項目	事業内容
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。 <b>【宿泊型自立訓練】</b> 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

## (2) 利用状況

機能訓練は、これまで利用実績はありません。

生活訓練は、令和元年度で1人（月平均で換算すると0人）の利用がありました。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
機能訓練	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
生活訓練	利用量	人日/月	0	5	53
	実利用者数	人	0	0	2



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
機能訓練	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
生活訓練	利用量	人日/月	53	53	53
	実利用者数	人	2	2	2

## (4) 確保の方策

生活訓練については、退院する精神障害者の地域移行を支える受け皿として、事業者に対して拡充や町内への事業所開設等の働きかけを行います。

## ③ 就労移行支援

## (1) サービス内容

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

## (2) 利用状況

平成30年度以降、減少傾向にあり、令和元年度には月平均2人、33日の利用実績となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
就労移行支援	利用量	人日/月	65	33	20
	実利用人数	人	4	2	1



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
就労移行支援	利用量	人日/月	20	20	20
	実利用人数	人	1	1	1

## (4) 確保の方策

本町に就労移行支援事業所が設置されていないため、見込み量の供給確保のため事業所に働きかけます。福祉施設から一般就労への移行の成果目標達成に向け、事業者の確保による利用者数の維持を図るとともに、県と連携しながら事業所における移行率向上に努めます。

## ④ 就労継続支援

## (1) サービス内容

事業項目	事業内容
就労継続 支援 ＜A型＞	企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続 支援 ＜B型＞	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

## (2) 利用状況

## ＜A型＞

利用者は増加傾向にあり、令和元年度は月平均9人、182日の利用となっています。

## ＜B型＞

利用者は増加傾向にあり、令和元年度は月平均46人、862日となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
就労継続支援＜A型＞	利用量	人日/月	161	182	190
	実利用者数	人	8	9	10
就労継続支援＜B型＞	利用量	人日/月	792	862	903
	実利用者数	人	43	46	50



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
就労継続支援＜A型＞	利用量	人日/月	206	224	244
	実利用者数	人	11	13	14
就労継続支援＜B型＞	利用量	人日/月	964	1030	1099
	実利用者数	人	54	58	63

## (4) 確保の方策

本町に事業所がA型2箇所、B型2箇所設置されています。引き続き、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。

## ⑤ 就労定着支援

## (1) サービス内容

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている人に対し、雇用された企業などで就労の継続を図るため、企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を一定期間行います。

## (2) 利用状況

平成30年度より新設された事業です。これまでの利用実績はありません。

## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
就労定着支援	利用量	人日/月	5	5	10
	実利用者数	人	1	1	2

## (4) 確保の方策

関係機関と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。

## ⑥ 療養介護

## (1) サービス内容

病院において医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

## (2) 利用状況

平成30年度以降、月平均3～4人の利用実績となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
療養介護	実利用者数	人	3	3	4

## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
療養介護	実利用者数	人日/月	5	5	6

## (4) 確保の方策

県及び関係機関と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。



## ⑦ 短期入所

## (1) サービス内容

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## (2) 利用状況

令和元年度で月平均20人、150日の利用がありました。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
短期入所 〈福祉型〉	利用量	人日/月	134	150	116
	実利用者数	人	15	20	16
短期入所 〈医療型〉	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
短期入所 〈福祉型〉	利用量	人日/月	108	100	93
	実利用者数	人	17	17	18
短期入所 〈医療型〉	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0

## (4) 確保の方策

町内で福祉型が、大崎市内で医療型が開設されたことで確保されています。

### 第3節 居住系サービス

#### ① 共同生活援助

##### (1) サービス内容

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

##### (2) 利用状況

平成30年度以降増加し、令和元年度の実利用人数は22人となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
共同生活援助	実利用 人数	人	18	22	23



##### (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
共同生活援助	実利用 人数	人	26	29	33

##### (4) 確保の方策

地域移行の受け皿として需要の増加が見込まれるため、事業者に対して拡充や町内への事業所開設等の働きかけを行います。

#### ② 施設入所支援

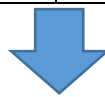
##### (1) サービス内容

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

##### (2) 利用状況

平成30年度以降、増加傾向にあり、令和元年度は16人の利用となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
施設入所支援	実利用 人数	人	14	16	16



##### (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
施設入所支援	実利用 人数	人	16	16	15

##### (4) 確保の方策

地域移行を支援しつつ、必要な人が入所できる提供体制の確保を図ります。

## ③ 自立生活援助

## (1) サービス内容

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

## (2) 利用状況

平成30年度より新設された事業です。これまでの利用実績はありません。

## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
自立生活援助	実利用 人数	人	0	0	0

## (4) 確保の方策

関係機関と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保を図ります。

## 第4節 相談支援

## ① 計画相談支援

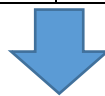
## (1) サービス内容

障害福祉サービスを利用するすべての障害者・児および地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

## (2) 利用状況

提供体制の整備に伴い利用者は増加してきており、令和元年度で19人の利用となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
計画相談支援	実利用 人数	人	18	19	19



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
計画相談支援	実利用 人数	人	20	20	21

## (4) 確保の方策

近隣自治体と連携し、提供体制の整備を進めていますが、サービス利用者全員の利用には至っていないため、提供できる体制の確保に努めます。

## ② 地域移行支援

## (1) サービス内容

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

## (2) 利用状況

これまで利用実績はありません。

## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
地域移行支援	実利用 人数	人	0	0	1

## (4) 確保の方策

圏域市町と連携し、実施できる体制の確保に努めます。

## ③ 地域定着支援

## (1) サービス内容

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

## (2) 利用状況

これまで利用実績はありません。

## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
地域定着支援	実利用 人数	人	0	0	1

## (4) 確保の方策

圏域市町と連携し、実施できる体制の確保に努めます。

## 第3章 地域生活支援事業の推進

### 第1節 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### (1) サービス内容

障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

##### (2) 実施状況

障害についての理解を深めるための町民向け講座「障がい者理解啓発講座」を開催しています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
理解促進研修・啓発事業	回数	回	6	5	3



##### (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	回数	回	5	5	5

#### ② 自発的活動支援事業

##### (1) サービス内容

障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

##### (2) 実施状況

現在、本町では実施していません。

##### (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
自発的活動支援事業	回数	回	0	0	0

## ③ 相談支援事業

## (1) サービス内容

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

## (2) 実施状況

圏域の事業所2箇所に委託して相談支援事業を実施しています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
相談支援事業	実施箇所	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター等強化事業	実施箇所	箇所	1	1	1



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
相談支援事業	実施箇所	箇所	1	1	2
基幹相談支援センター等強化事業	実施箇所	箇所	1	1	1

## (4) 確保の方策

事業所に働きかけ、委託する事業所の確保に努めます。

また、専門的な相談支援、困難事例などの相談を適正かつ円滑に実施するため、大崎圏域を一つとした重層的な相談支援体制の構築を進めていきます。

## ④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

## (1) サービス内容

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

## (2) 利用状況

成年後見制度利用支援事業は、平成25年度以降、年に1~2件の利用となっています。成年後見制度法人後見支援事業は、令和元年度から実施しています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
成年後見制度利用支援事業	実施件数	件	3	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施件数	件	0	0	0



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	実施件数	件	2	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施件数	件	0	0	0

## (4) 確保の方策

成年後見制度についての周知を図りつつ、利用が必要な人への制度利用を促進するため、関係者等にも当該事業の周知を図ります。

また、関係団体等との連携・協力により、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

## ⑤ 意思疎通支援事業

## (1) サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

## (2) 利用状況

平成30年度以降、年間2人の方が利用しています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
手話通訳者派遣事業	実人数	人	2	2	2
	延べ件数	件/年	18	6	10
要約筆記者派遣事業	実人数	人	0	0	0
	延べ件数	件/年	0	0	0



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
手話通訳者派遣事業	実人数	人	2	2	2
	延べ件数	件/年	12	12	12
要約筆記者派遣事業	実人数	人	0	0	0
	延べ件数	件/年	0	0	0

## (4) 確保の方策

宮城県聴覚障害者協会に委託して実施していますが、講習会の実施やボランティア団体との連携等により、担い手の確保を図り、利用ニーズに応じた提供体制の充実に努めます。



## ⑥ 日常生活用具給付等事業

## (1) サービス内容

重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

## (2) 利用状況

排せつ管理支援用具の利用件数が多くなっています。

	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
介護・訓練支援用具	件数	件	6	3	1
自立生活支援用具	件数	件	6	0	2
在宅療養等支援用具	件数	件	4	2	1
情報・意思疎通支援用具	件数	件	5	1	1
排せつ管理支援用具	件数	件	436	393	432
住宅改修	件数	件	1	0	1



## (3) 計画期間の見込量

	単位		推計		
			R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	件数	件	0	0	0
自立生活支援用具	件数	件	1	1	0
在宅療養等支援用具	件数	件	1	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	件	0	0	0
排せつ管理支援用具	件数	件	430	428	426
住宅改修	件数	件	1	1	1

## (4) 確保の方策

利用者のニーズに応じた品目の拡充及び質の確保に努めます。

## ⑦ 手話奉仕員養成研修事業

## (1) サービス内容

聴覚障害のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

## (2) 実施状況

大崎圏域で共同実施していますが、現在涌谷町は共催していません。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	人	0	0	0



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	人	0	0	1

## (4) 確保の方策

大崎圏域での共同実施に共催するよう努めます。

## ⑧ 移動支援事業

## (1) サービス内容

屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。

## (2) 実施状況

3箇所で開催し、令和元年度は3人、延べ23時間の利用実績となっています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
移動支援事業	実施箇所	箇所	1	1	2
	実人数	人	4	3	3
	時間	時間	28	23	30



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
移動支援事業	実施箇所	箇所	3	4	6
	実人数	人	3	3	3
	時間	時間	31	32	33

## (4) 確保の方策

外出支援及び社会参加を促進するため、事業の周知と利用促進を図ります。

## ⑨ 地域活動支援センター事業

## (1) サービス内容

障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

## (2) 実施状況

町社会福祉協議会に委託して実施しています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
基礎的事業	実施箇所	箇所	1	1	1
	実人数	人	12	11	10
機能強化事業	実施箇所	箇所	1	1	1



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
基礎的事業	実施箇所	箇所	1	1	1
	実人数	人	11	12	13
機能強化事業	実施箇所	箇所	1	1	1

## (4) 確保の方策

引き続き社会福祉協議会に委託して実施し、事業の周知と利用促進を図ります。また、利用ニーズへの対応及び活動内容の充実に向けて、実施場所を検討します。

## 第2節 任意事業

### ① 日中一時支援事業

#### (1) サービス内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行います。

#### (2) 利用状況

町外の施設に委託して実施しています。令和元年度で13人、延べ703日の利用実績となっています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
日中一時支援事業	実人数	人	14	13	13
	延べ日数	日	761	703	800



#### (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
日中一時支援事業	実人数	人	13	13	13
	延べ日数	日	715	715	715

#### (4) 確保の方策

ニーズの増加が見込まれることから、事業者に対して拡充を働きかけます。

## ② 訪問入浴サービス事業

## (1) サービス内容

看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業です。

## (2) 利用状況

令和元年度は、2人、延べ208回の利用実績となっています。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
訪問入浴サービス	実人数	人	3	2	4
	延べ日数	日	245	208	306



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
訪問入浴サービス	実人数	人	5	5	6
	延べ日数	日	342	382	427

## (4) 確保の方策

引き続き、事業者へ委託して実施し、ニーズに対する供給体制の確保を図ります。

## ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

## (1) サービス内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## (2) 利用状況

平成26年度以降利用がありませんでしたが、平成30年度は、改造助成1件の申請がありました。

サービス名	単位		実績		見込み
			H30	R1	R2
自動車運転免許取得	利用件数	件	0	0	2
改造助成事業	利用件数	件	1	0	1



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
自動車運転免許取得	利用件数	件	1	1	1
改造助成事業	利用件数	件	1	1	1

## (4) 確保の方策

障害者の社会参加を支援するため、制度の周知と利用促進を図ります。

## 第3部 障害児福祉計画

---

第1章 成果目標

第2章 障害児支援の量の見込みと確保の方策

## 第1章 成果目標

### ① 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を目指すため、児童発達支援センターの設置を目指すとともに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

国が示す基本的な考え方

- ・ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない
- ・ 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ・ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない
- ・ 令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

涌谷町の目標設定

項目	目標	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの数	2か所	大崎広域ほなみ園で設置済みである既存の大崎市等を実施地域としている児童発達センターに実施地域の拡大を働きかける
【目標値】 保育所等訪問支援の利用体制	3か所	大崎広域ほなみ園で実施している既存の大崎市等を実施地域としている児童発達センターに実施地域の拡大を働きかける
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和5年度末までに圏域内に1か所設置を目指す
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	令和5年度末までに圏域内に1か所設置を目指す
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数	1人	国の指針を踏まえ設定

## 第2章 障害児支援の量の見込みと確保の方策

### 第1節 障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

##### (1) サービス内容

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

##### (2) 利用状況

増加しており、令和元年度で月平均3人、39日の利用となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
児童発達支援	利用量	人日/月	31	39	38
	実利用者数	人	2	3	3
医療型 児童発達支援	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0



##### (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
児童発達支援	利用量	人日/月	42	47	52
	実利用者数	人	4	5	6
医療型 児童発達支援	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用量	人日/月	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0

##### (4) 確保の方策

支援が必要な児童の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。



## ② 放課後等デイサービス

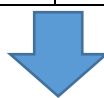
## (1) サービス内容

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

## (2) 利用状況

令和元年度で月平均7人、89日の利用となっています。

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
放課後等 デイサービス	利用量	人日/月	72	89	63
	実利用者数	人	7	7	4



## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
放課後等 デイサービス	利用量	人日/月	60	72	84
	実利用者数	人	5	6	7

## (4) 確保の方策

支援が必要な児童生徒の状況把握に努め、家族や保育施設等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

## ③ 保育所等訪問支援

## (1) サービス内容

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。

## (2) 利用状況

これまで利用実績はありません。

## (3) 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
保育所等訪問支援	利用量	人日/月	0	0	1
	実利用者数	人	0	0	1

## (4) 確保の方策

支援が必要な児童の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

## 第2節 障害児相談支援

### ① サービス内容

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

### ② 利用状況

サービス名	単位		実績（月平均）		見込み
			H30	R1	R2
障害児相談支援	実利用者数	人	2	1	2



### ③ 計画期間の見込量

サービス名	単位		推計		
			R3	R4	R5
障害児相談支援	実利用者数	人	2	2	2

### ④ 確保の方策

支援が必要な児童の状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。

## 第 4 部 計画の進行管理

---

### 第 1 章 計画進行管理

## 第1章 計画進行管理

### 第1節 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係機関等との連携を図りながら進捗状況を確認し、評価を行いながら計画を推進します。令和5年度末の目標値として設定した項目について実行、達成状況を点検・評価し、その結果に基づき必要な対策を講じていきます。

毎年、涌谷町自立支援協議会へ報告し、進捗状況の点検と評価を受けるPDCAサイクルの構築に努めます。

### 第2節 成果目標と活動指標について

#### ① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、第6期涌谷町障害福祉計画及び第2期涌谷町障害児福祉計画に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

#### ② 活動指標

活動指標は、評価目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに評価していきます。

## 資料編

---

- 1 策定経過
- 2 涌谷町障害者自立支援協議会設置要綱
- 3 涌谷町障害者自立支援協議会委員名簿
- 4 用語解説

## 1 策定経過

日時	内容	備考
令和2年8月1日 ～令和2年8月20日	アンケート調査実施	
令和2年8月31日 ～令和2年9月1日	インタビュー調査実施	
令和2年9月18日	第1回涌谷町障害者自立支援協議会計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定の趣旨及び計画部会の役割について</li> <li>・ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画で定める事項について</li> <li>・ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定スケジュールについて</li> <li>・ 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗報告について</li> <li>・ 障害福祉に関するアンケート調査結果について</li> </ul>
令和2年12月17日	第2回涌谷町障害者自立支援協議会計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インタビュー調査結果について</li> <li>・ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について</li> </ul>
令和3年1月15日 ～令和3年2月14日	パブリックコメント 実施	
令和3年2月22日 (書面開催)	第3回涌谷町障害者自立支援協議会計画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について</li> </ul>

## 2 涌谷町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 涌谷町における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、涌谷町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 障害者福祉計画に関すること。
- (5) 障害者差別解消法に関すること
- (6) 前各号に定めるもののほか、障害福祉に関する連携支援の体制の構築に関し必要な事項。

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから涌谷町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス提供事業者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 協議会には、運営会議及び事務局を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として年2回程度開催するものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会に第3条第2項に掲げる関係機関の実務担当者で構成する運営会議を設置する。

2 運営会議には、構成員としてその他必要な関係者を加えることができる。

3 運営会議は、個別事例の報告・検討、研修や全体会議の進め方の検討、行政情報の伝達等を行う。

4 運営会議は、必要に応じて開催するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、福祉課及び町長が指定する相談支援事業所で構成する。

2 事務局会議は、協議会の事務局機能を行う。

3 事務局会議は、原則として毎月開催とする。

4 事務局会議には、構成員として必要な関係者を加えることができる

(専門部会)

第9条 協議会は、第2条に規定する所掌事務のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認められるときは、専門部会を置くことができる。

(個人情報)

第10条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉課及び町長が指定する相談支援事業所が共同で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は平成26年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成28年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日涌谷町訓令第5号)



## 3 涌谷町障害者自立支援協議会委員名簿

	協議会委員	運営委員①	運営委員②	計画策定部会
社会福祉法人共生の森 共生の森／結の郷わくや	木村 敏行	鈴木 悠介	伊藤 将	伊藤 将
社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会 ゆうらいふ	高橋 由典	森 千代子	稲川 雄久	高橋 由典
(株) まちの豆腐屋プロジェクト	森 新一	千坂 淑子	小野寺 弘美	
社会福祉法人みんなの輪 わ・は・わ美里／るーぶ美里	吉城 麻衣子	穴戸 恵美	中山 海	
涌谷町町民医療福祉センター 福祉課包括支援班	中澤 みき子	中澤 みき子		中澤 みき子
涌谷町町民医療福祉センター 涌谷町国保病院地域医療連携室	米倉 夏織			
医療社団法人緑静会 岡本病院	斎藤 博基			
一般社団法人パーソナルサポートセン ター 宮城北部自立相談支援センター	武田 沙紀	武田 沙紀		
北部保健福祉事務所 母子障害第2班	熊谷 幸一			大宮 美希子
特定非営利活動法人ワーカーズコープ あぐりきっず	佐々木 郁子	佐々木 郁子		
宮城県立古川支援学校	鈴木 ひとみ			
涌谷町身体障害者福祉協会	川名 敏也			川名 敏也
手をつなぐ親の会	宇佐美 研	佐々木 弘美		宇佐美 研
涌谷町障害者支援協議会	大友 信一			大友 信一
共生の森保護者会	松崎 伸夫			松崎 伸夫
涌谷町民生委員児童委員協議会	及川 善一			
涌谷町障害者自立支援協議会事務局：涌谷町基幹相談支援センター、涌谷町福祉課福祉班				

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### ◆ アクセシビリティ

本来「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などを意味し、高齢者や障害者を含め、誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できることをいう。

#### ◆ 依存症

特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、やめられないほどほどにできない状態。代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等がある。

#### ◆ インクルージョン

本来「包含、包み込むこと」を意味し、障害があっても地域で地域の資源を利用し、地域住民を包み込んだ共生社会を目指すものをいう。

### 【か行】

#### ◆ 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として地域の実情に応じて、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域の相談支援体制の強化の取組、④地域移行・地域定着の業務を行う機関。

#### ◆ ギャンブル等依存症対策基本法

ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体に取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とした法律。

#### ◆ 強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

#### ◆ グループホーム

知的障害者や精神障害者、認知症高齢者などが専門スタッフまたはヘルパーの支援のもと、集団で生活を行う家。

#### ◆ コーディネーター

ものごとを調整する役の人。

## ◆ 高次脳機能障害

ケガや病気により、脳に損傷を負うと、次のような症状がでることがある。

- ① 記憶障害 : 物の置き場所を忘れる。新しいできごとを覚えられない。同じことを繰り返し質問する。
- ② 注意障害 : ぼんやりしていて、ミスが多い。ふたつのことを同時に行うと混乱する。作業を長く続けられない。
- ③ 遂行機能障害 : 自分で計画を立ててものごとを実行することができない。人に指示してもらわないと何もできない。約束の時間に間に合わない。
- ④ 社会的行動障害 : 興奮する、暴力を振るう。思い通りにならないと、大声を出す。自己中心的になる。

これらの症状により、日常生活または社会生活に制約がある状態。

## 【さ行】

## ◆ 指導監査

指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対して、サービス等の質の確保及び事務の適正化を図るため、県が実施する実地指導や集団指導。不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるために実施する監査。

## ◆ 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## ◆ 児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

## ◆ 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## ◆ 社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織であり、社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

## ◆ 主任相談支援専門員

相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割を担う専門職。

## ◆ 手話

聴覚障害者のコミュニケーション手段である手の形、位置、動きをもとに、表情も活用する独自の文法体系をもった言語。

## ◆ 障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す 6 段階の区分（区分 1～6：区分 6 の方が必要とされる支援の度合いが高い）。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されている。

## ◆ 障害児支援

障害児を対象とした福祉サービス。

## ◆ 障害者基本法

「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に則り、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めている法律。

## ◆ 障害者権利条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している条約。市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

## ◆ 障害者雇用促進法

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

## ◆ 障害者差別解消法

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

## ◆ 障害者自立支援審査支払等システム

給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、自治体は国民健康保険団体連合会に障害福祉サービス等に係る給付費の審査等を委託している。その審査等のため、自治体及び国民健康保険団体連合会が使用しているシステム。

## ◆ 障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを目的とした法律。地域生活支援事業による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されている。

## ◆ 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定める法律。

## ◆ 障害者プラン

障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する計画。

## ◆ 障害福祉サービス

個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる福祉サービス。

## ◆ 自立支援医療費

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

## ◆ 身体障害

身体の機能に障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態。

## ◆ 身体障害者手帳

身体上の障害程度に該当すると認定された者に対して身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるもの。

## ◆ 精神障害

精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態。

## ◆ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明し、各種の支援サービスを受けやすくすることにより精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進を目的としたもの。

- ◆ 成年後見制度  
認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度。
- ◆ 総合計画  
地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるもの。
- ◆ 相談支援専門員  
障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う専門職。

#### 【た行】

- ◆ 地域共生社会  
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
- ◆ 地域（自立支援）協議会  
市町村における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市町村が運営にあたる機関。
- ◆ 地域生活支援拠点  
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
- ◆ 地域生活支援事業  
市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる福祉サービス。

## ◆ 地域福祉計画

地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局、多様な関係機関や専門職も含めて協議し、目標を設定したものの。

## ◆ 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

## ◆ 知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳未満）にあらわれ、日常生活の中でさまざまな不自由が生じること。

## ◆ 読書バリアフリー法

視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目的とし、国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を定めている法律。

## 【な行】

## ◆ 難聴

音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障害が起こり、音が聞こえにくくなったり、まったく聞こえなくなったりする症状。

## ◆ 農福連携等推進ビジョン

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組をいい、今後の推進の方向性を取りまとめたもの。

## 【は行】

## ◆ 発達障害

生まれつき脳の一部の機能に障害がある状態。いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害、吃音（症）などが含まれる。

## ◆ パブリックコメント

行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの。

- ◆ バリアフリー  
高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
- ◆ バリアフリー法  
高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設、建築物の構造、設備を改善することなどを定めた法律。
- ◆ P D C A サイクル  
PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
- ◆ ピアサポート  
同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す。障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。
- ◆ ペアレントプログラム  
子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
- ◆ ペアレントトレーニング  
保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチ。
- ◆ ペアレントメンター  
メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

#### 【ま行】

- ◆ モニタリング  
個別支援計画に沿って提供されたサービスについて、定期的に実地状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者の対する面接を行い、その効果を評価すること。



【や行】

◆ 要約筆記

会議や講演会などで話されている内容（音声）を、その場で要点をまとめ、文字にして伝える通訳。

【ら行】

◆ 療育

障害のある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助すること。

◆ 療育手帳

知的障害のある方が、一貫した療育・援護、各種制度やサービスを受けやすくなるために交付される手帳。

涌谷町

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

発行：令和 3 年 3 月

発刊：宮城県涌谷町

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278 番地

TEL 0229-43-5111 FAX 0229-43-5717

URL <http://www.town.wakuya.miyagi.jp/>

E-mail [gr-chiiki@town.wakuya.miyagi.jp](mailto:gr-chiiki@town.wakuya.miyagi.jp)

編集：涌谷町福祉課